

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順(ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 ○〇〇〇
契約金額 ○〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 xxxx□□営業所
担当者△△△△△

支払った代金○〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
埼玉県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 ○〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)
- 電話勧誘販売
- 訪問購入(いわゆる訪問買取)

8日間

- 業務提供誘引販売取引(サイトビジネス商法等)
- 連鎖販売取引(マルチ商法)

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

埼玉県消費生活 川口 **048-261-0999**

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階



支援センター 熊谷 **048-524-0999**

〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎3階

お近くの消費生活相談窓口へはこちら→ 消費者ホットライン **188**



消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

埼玉県・埼玉県金融広報委員会

このリーフレットについてのお問い合わせ ●埼玉県消費生活支援センター 情報・学習支援担当 ☎048-261-0995 令和5年12月作成

「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです。



関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



お近くの消費生活相談窓口 **消費者ホットライン 188**

埼玉県消費生活支援センター

川口 **048-261-0999**

熊谷 **048-524-0999**

【受付時間】 9:00 ~ 16:00 月~土(祝日・12月29日~1月3日を除く)

※土曜日の来所相談は事前予約制です。詳しくはホームページでご確認ください。



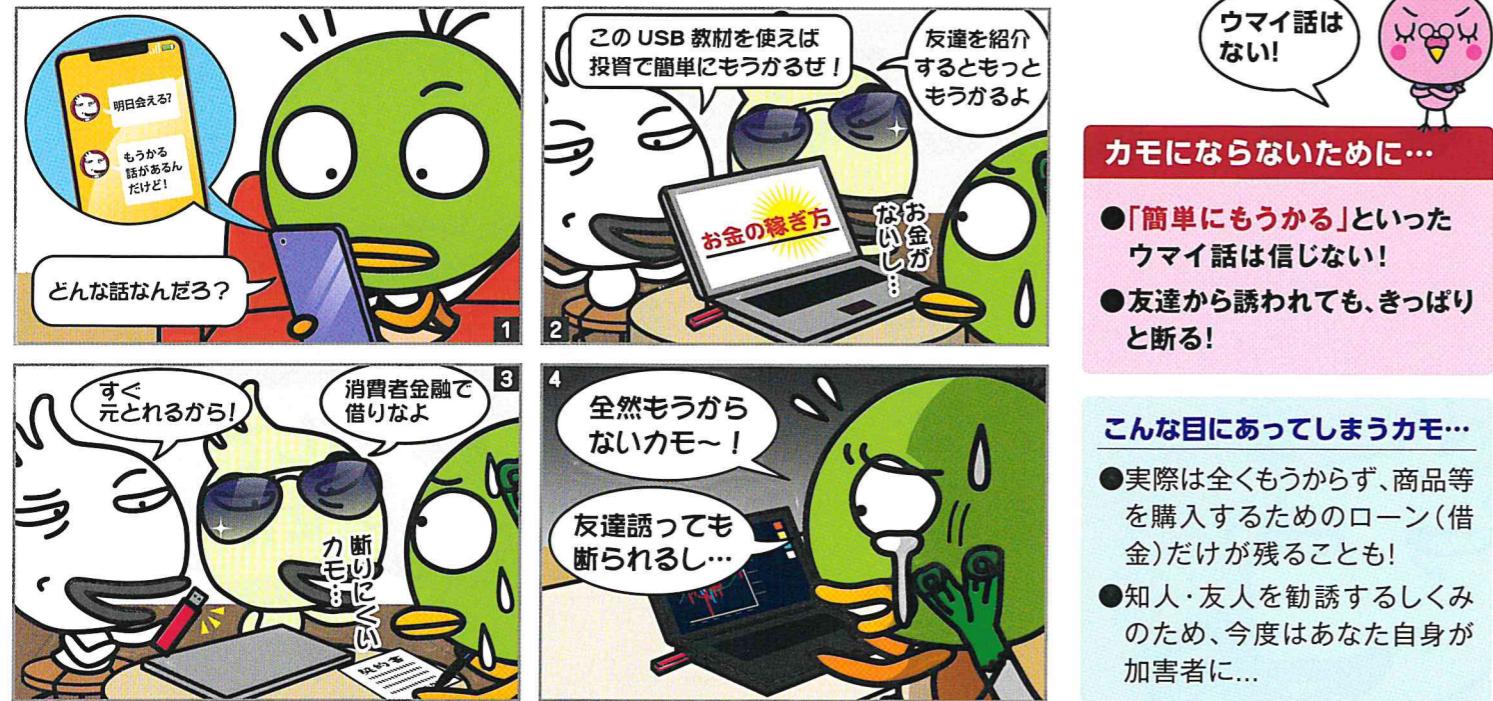
ウマイ話には裏があるカモ…！



困ったら、一人で悩まずすぐ相談！

■マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



カモにならないために…

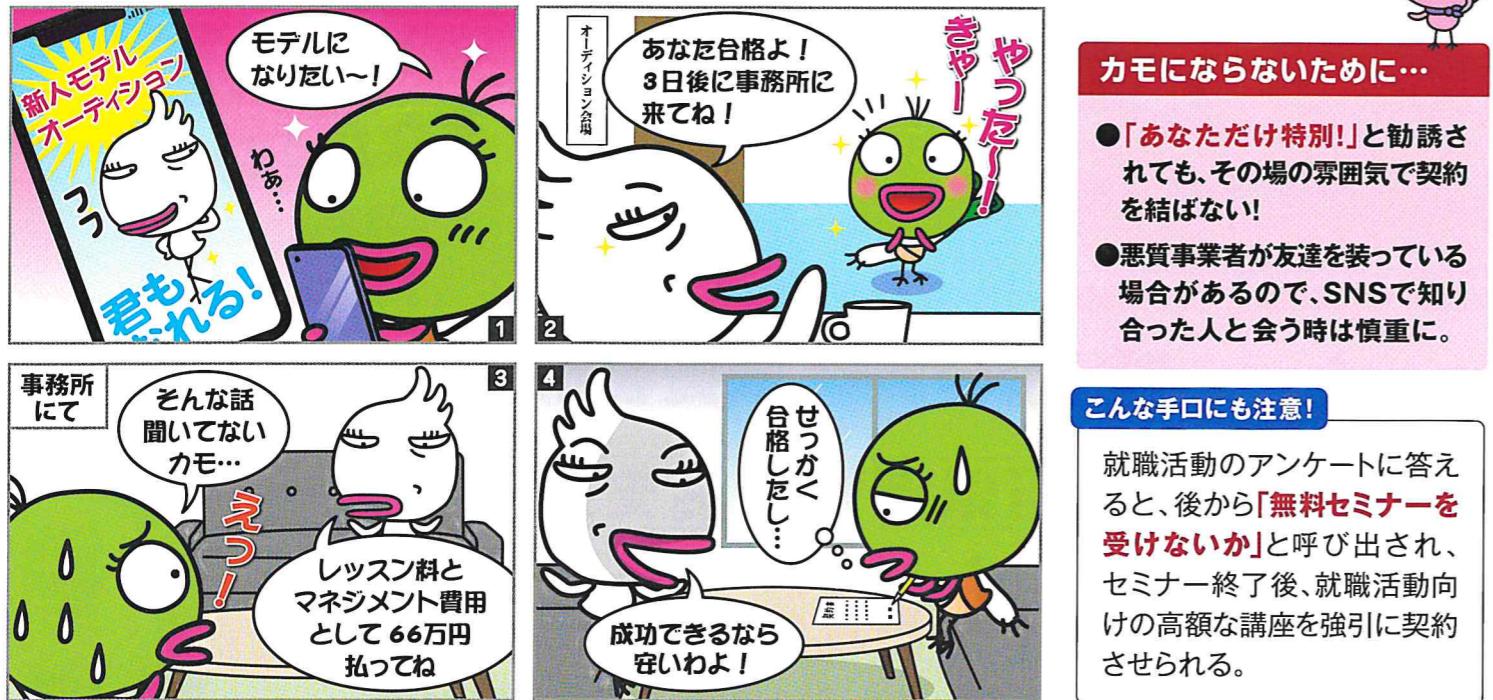
- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧説するしきみのため、今度はあなた自身が加害者に…

■アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧説されても、その場の雰囲気で契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

■美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧説される等のトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引」などの勧説に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

■定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になつていないか、契約内容を最終確認画面でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。